



福岡県医発第 503 号 (地)

平成18年6月 2 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 横 倉 義 武



定期健康診断における結核健康診断について (通知)

標記の件につきましては、平成15年3月28日付け福岡県医発第2345号にて「定期健康診断における結核健診マニュアル」の冊子を送付いたしておりましたが、日本医師会より別紙のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔



(地Ⅱ23)

平成18年5月26日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

定期健康診断における結核健康診断について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

文部科学省が平成15年度に発行した「定期健康診断における結核健診マニュアル」の中で、外国での居住歴については、WHOの示す高まん延国に基づき、検討の要する該当国が示されておりますが、今般、各国の最新の結核の状況にかんがみ別紙通知のとおり該当国が変更されました。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知されますようお願い申し上げます。





事 務 連 絡
平成18年2月22日

附属学校を置く各国立大学法人事務局
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

定期健康診断における結核健康診断について

標記については、平成15年度に発行しました「定期健康診断における結核検診マニュアル」を参照していただいているところです。その中で外国での居住歴については、WHOの示す高まん延国に基づき、検討を要する該当国を示しておりますが、今般、各国の最新の結核の状況をかんがみ、該当国を下記のとおりといたしますので、お知らせします。

については、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課においては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校並びに学校法人等に対しても周知されるようお願いします。

記

アフガニスタン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、エチオピア連邦民主共和国、カンボジア王国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ジンバブエ共和国、タイ王国、タンザニア連合共和国、中華人民共和国、ナイジェリア連邦共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブラジル共和国、ベトナム社会主義共和国、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦、モザンビーク共和国、ロシア連邦

(下線は変更国)

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校保健係

TEL 03-5253-4111(内2918、2976)

FAX 03-6734-3794